工　事　仕　様　書

１．　　工事着手前に警察署長の許可を受け、愛知県工事標準仕様書保安設備基準に

よる標識を完備し、交通に支障のないようにする。

２．　　工事中に既設工作物を破損した時は、早急に復旧し貴所の指示を仰ぐ。

３．　　工事期間中に生じた一切の事故に対する責任は、申請人（施工者）の負うものとし、適切な処置をする。

４．　　現排水路の排水に支障のなきよう工事を実施する。

５．　　この仕様書にない事項については、貴所の指示に従い関係法に準拠して施工する。

６．　　工事終了後は速やかに原型に復するため、仮設物、残存材料、余土砂等を取り片付け清掃する。